

小笠原村教育ビジョン

(第4次)



令和7年3月

小笠原村教育委員会

はじめに

小笠原村教育委員会は、国が定めた「第4期教育振興基本計画」東京都教育委員会が定めた「東京都教育ビジョン（第5次）」や本村でのこれまでの教育施策の成果と課題等を踏まえ、本村における新たな教育振興基本計画として「令和の日本型教育」の構築を目指した「小笠原村教育ビジョン（第4次）」を策定しました。

本ビジョンは、「確かな学力の習得はもとより、新しい時代に求められる資質・能力を身につけた自立した子どもの育成」を基本理念としています。その実現に向けて今後5年間、中・長期的に取り組むべき事項を、2つの柱から成る6の基本方針と施策展開の方向性を示しています。

本村教育委員会では本ビジョンに基づき、村民の皆さまのご支援を得ながら小笠原村の教育を推進してまいります。

令和7年3月

小笠原村教育委員会

1. 第4次小笠原村総合計画について

小笠原村は平成26年3月に、村づくりを着実に進めるための指針である「第4次小笠原村総合計画」を策定しました。本計画は、令和10年度までの15年間を計画期間として、小笠原村の将来像を「心豊かに暮らし続けられる島」と設定しました。さらに、この将来像実現に向けて、「自主性と自立性の確立」、「互助と連帯感の醸成」を基本理念として、村づくりを進めるための3つの取組を以下のとおり示しています。

英知を集めよう 村民の知恵を生かすことはもちろん、有識者や観光客、新たに島に移住してくる人々などとの交流の中で世界中の英知を集めて、将来像を実現するための方法を探究します。

いい汗をかこう 地域で暮らし、働く、村民・事業者・行政それぞれの主体が自らの役割を自覚し、責務をもって将来像実現に向けた取組を着実に実行していきます。

心を合わせよう 心を一つに、国民全体にとって重要な価値をもつ小笠原を次世代に継承できるよう、守り続けていきます。

教育については、分野別目標で「学び合う心が自立する力を育てる村」とし、教育分野の村民の将来生活像として、以下の3つを示しています。

○子どもは、自ら進んで学び、小笠原の自然・風土などに直接触れる体験を通して郷土をよく理解するとともに、それを人々に伝える力も身に付けることで、小笠原特有の文化を継承している。

○子どもたちは、多くの物事を経験することができる環境の中で、自らの可能性に気づき、その可能性に向かって進む力を身に付けており、大人たちは、経験を活かした特技や知識などを地域の中で教え学び合うとともに、それらの価値や楽しみを子どもたちにも積極的に伝えている。

○村民は、近い世代との交流・世代間の交流・村外の人々との交流を深める中で、多様な価値観に触れ、自己を知り、ともに認め合いながら豊かな人生を送っている。

2. 策定の趣旨

小笠原村教育委員会では、平成21年12月に「教育の質」「学力の質」「教員の質」の改善・向上を目的に、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「小笠原村教育ビジョン（小笠原村教育振興基本計画）」を策定し、これまで着実に教育改革を推進してまいりました。

その後、平成23年6月に小笠原諸島が世界自然遺産に登録され、子どもたちを取り巻く生活環境は以前と比べ大きく変化しております。平成29年3月に告示された現行学習指導要領では「生きる力」が具体化され、「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の3つの柱に育成を目指す資質・能力が整理されました。

これらの資質・能力は「主体的・対話的で深い学び」や「指導と評価の一体化」の実現にむけた授業改善の推進、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など学校教育の質的改善を図りながらその育成を目指すこととされております。

こうした中、本村教育委員会は、教育振興基本計画として「小笠原村教育ビジョン（第4次）」を策定いたします。本ビジョンは、「第4次小笠原村総合計画」の基本的な考え方やこれまでの成果等を踏まえ、令和11年度までの5年間で中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示すものです。

3. 基本理念

小笠原村教育委員会は、人権尊重の基本精神に基づき、小笠原村に暮らす全ての子どもたちが、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを目指します。その上で、自分のよさや可能性を適切に認識し、身に付けた資質・能力を生かして一人一人が個性と創造力を高めることができる子どもの育成、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、他者と協働しながら生涯にわたって能動的に学び続けることができる子どもの育成を実現できる施策を推進します。

そのため「小中一貫教育」を基盤とした学校における各教育活動を充実させ、学校・家庭・地域・社会が協働して「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた「生きる力」や持続可能な社会の発展を担う一員として求められる資質を培うことができるよう、学校教育に係る各種環境や条件を整備する教育施策を展開し、教育振興を図ります。

また、「世界自然遺産」としての小笠原村の価値だけでなく、これまで継承されてきた歴史・文化と復帰後に育まれている新たな歴史・文化の価値を村民が理解し、後世へと確実に引き継ぐことができるよう施策を展開します。

4. 基本方針

小笠原村の教育にとって大切なことは、本村の未来を担う人材を育成することです。小笠原村教育委員会では、子供たちが変化の激しい時代の中にあっても自分らしく未来を切り拓くことのできる資質・能力を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力を十分に習得できるよう学びの環境を整えます。特に、村立学校教職員の資質・能力の向上、「小中一貫教育」を基盤とした各種教育活動の拡充や「小笠原学習」をはじめとする地域の特性や人材を活用した特色ある教育活動の一層の充実等に取り組みます。

また、村民が小笠原村で暮らしていることに喜びを感じ、豊かな心でゆとりをもって生活していくことができるよう、文化・スポーツ活動や文化財行政の充実に努めます。世界自然遺産である小笠原村の自然や歴史、伝統文化などが村民にとってかけがえのないものであるという認識の上、その保存や活用が適切に行われるよう努めます。

5. 小笠原村教育ビジョン（第4次）の体系

第1 学校教育の充実

1. 自ら学ぶ力の習得による学力の向上

- (1) 義務教育9年間の学びの系統性に則した学習指導の充実
- (2) 個に応じた指導の充実
- (3) 健やかな体、健康で安全に生活する力を育む教育の推進

2. 新たな時代に求められる資質・能力の育成

- (1) 世界自然遺産小笠原の価値を理解し発信できる資質・能力の育成
- (2) 言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力の育成
- (3) グローバル社会で活躍するための資質・能力の育成

3. 望ましい人権感覚と道徳性の醸成

- (1) 新たな人権課題への理解促進と人権教育の充実
- (2) 道徳教育の充実

第2 教育行政の充実

1. 質の高い教育環境の整備

- (1) 小中一貫教育の拡充
- (2) 所属教職員の資質・能力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 学校の組織力の向上
- (5) 他地区と連携した事業の推進

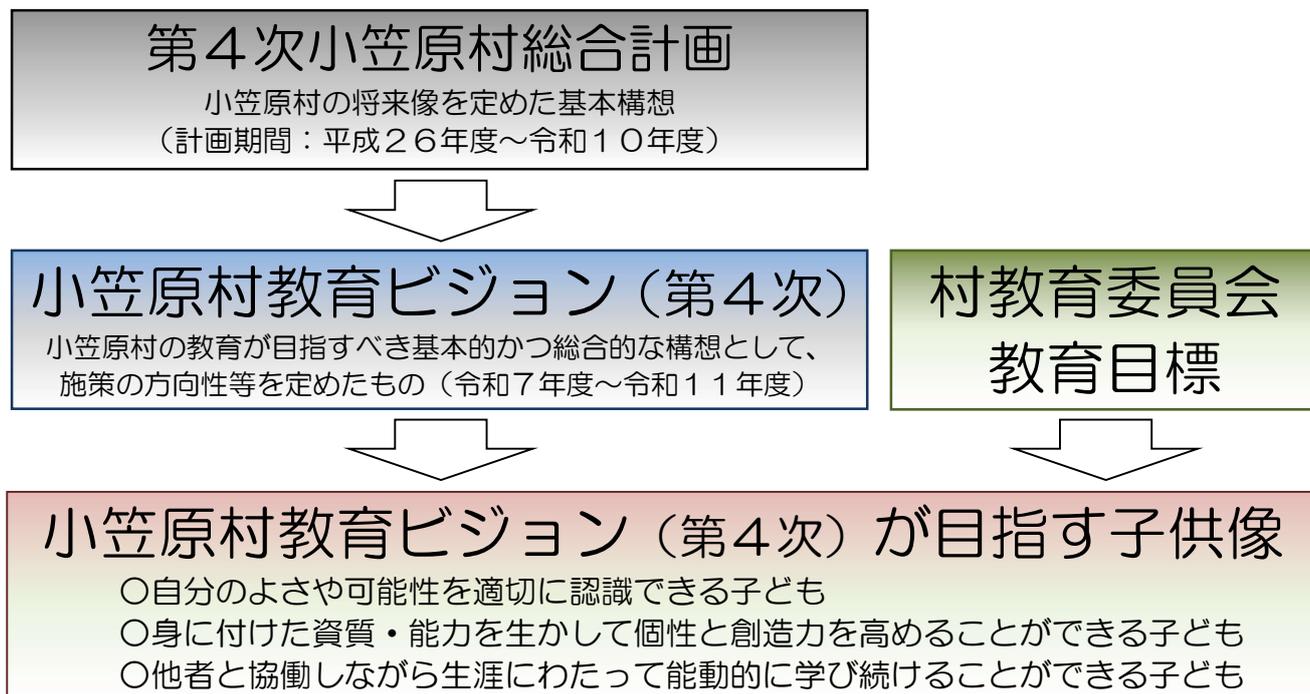
2. 文化・スポーツ活動の推進

- (1) 文化活動の支援
- (2) スポーツ活動の推進
- (3) 心を育てる社会教育の充実

3. 文化財行政の充実

- (1) 資料の適切な管理
- (2) 小笠原村の文化財指定の検証
- (3) 天然記念物の広報

6. 第4次小笠原村総合計画との関係



小笠原村教育ビジョン(第4次)：6つの基本方針

学校教育の充実

- 1 自ら学ぶ力の習得による学力向上
- 2 新たな時代に求められる資質・能力の育成
- 3 望ましい人権感覚と道徳性の醸成

教育行政の充実

- 1 質の高い教育環境の整備
- 2 文化・スポーツ活動の推進
- 3 文化財行政の充実

第1 学校教育の充実

1 自ら学ぶ力の習得による学力向上

現行学習指導要領では、児童・生徒の適切な実態把握に基づく「個に応じた指導」の充実により、全ての児童・生徒が「わかる」から「できる」喜びを味わえる学習指導の確実な実施が求められています。都内公立学校の水準に安定的に到達する基礎的・基本的な学力を身に付けながら、主体的に学ぶ意欲、生涯にわたって学習に取り組む力を培い、誰一人残さず全ての児童・生徒の自己実現を支援する学校教育の実現に取り組みます。

(1) 義務教育9年間の学びの系統性に則した学習指導の充実

現行学習指導要領の各教科等に示されている学習内容を確実に身に付けられるようにするためには、義務教育9年間の学習内容の系統性を見通した学習指導の徹底が重要です。また、全ての児童・生徒が学ぶことの意義を見出し、生涯にわたって主体的に学習に取り組む力等を身に付けるためには、日々の学習活動における「わかる」から「できる」体験が欠かせません。村学力調査等各種学力調査を活用した学校や児童・生徒の適切な実態把握に基づく授業改善を図り、学習指導の充実を徹底します。

(2) 個に応じた指導の充実

教育基本法第2条第2号には「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」ことが学校教育の目標の一つとして示されています。児童・生徒一人一人が自ら律する力を身に付けることにより、社会の中で自分らしく生きることが出来る存在になるよう主体的な成長が促されます。全ての教育活動においてユニバーサルデザインの視点にたった個に応じた指導を徹底し、児童・生徒一人一人の「わかる」から「できる」体験を保障できるよう学校への支援・指導に取り組みます。

(3) 健やかな体、健康で安全に生活する力を育む教育の推進

「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力調査」から、小笠原村の児童・生徒には基礎的基本的な生活習慣や体力、運動習慣が東京都や全国の水準を上回り定着していることが分かります。心身の調和のとれた発達や健やかな体をつくっていくことは、バランスのとれた「知」「徳」「体」の資質・能力の獲得の基盤です。引き続き、心身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが重要です。加えて、社会の急激な変化に伴って、発達の段階に応じて大規模災害や予期せぬ生活上の危険に対する危機回避能力や対応力も身に付けていく必要があります。

2 新たな時代に求められる資質・能力の育成

グローバル化や技術革新が加速度的に進む国際社会で児童・生徒が持続可能な社会の担い手として人生を能動的に過ごしていけるよう、身に付けた知識等を活用し自ら課題

を発見し解決する力や新たな価値を創造する力、得た情報を活用する力など生涯にわたる学びの基盤となる資質や能力を育成することが求められています。また、相手の意図や考えを適確に理解し、自らの考えや意見を論理的に説明したり、反論・説得したりすることができる論理的思考力・表現力などの言語能力等の育成も必要です。小笠原村の地域性等を活かした特色ある教育活動の充実を通して、それらの資質・能力を育成し、児童・生徒の自己実現を後押しします。

(1) 世界自然遺産小笠原の価値を理解し発信できる資質・能力の育成

世界自然遺産の地に位置する小笠原村立学校の最大の特色は、豊かな地域資源や関係者等とともに生活していることです。郷土小笠原の価値を理解し情報発信する能力の育成には、それらを最大限に活用することが肝要です。「小笠原の子供たちは未来の小笠原村の宝である」ことを大前提に、全ての児童・生徒の学びと育ちを地域とともに考え、学校・地域・社会が協働的に支え合える学習環境が必要です。また外部機関等を積極的に活用し、郷土小笠原を広く発信する機会の創出に取り組みます。

(2) 言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力の育成

児童・生徒一人一人が持続可能な社会の担い手として次代を支える自覚をもち、多様な社会を創造的に生き抜くためには、人生100年時代の生涯学習の基盤となる資質や能力を育成することが求められています。言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力は、その基盤です。それらの能力を育成するためには、体験と理論の往還による概念や思考方法の獲得が肝要です。各能力の育成を目指し、教育活動の充実した義務教育9年間の教科等横断的な学習活動が、全ての村立学校で実施できるよう支援します。

(3) グローバル社会で活躍するための資質・能力の育成

グローバル社会においては、社会状況を踏まえて広い視野に立ち、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え関係を構築する力、豊かな人生を切り拓いていく力が求められます。他国のの人々と円滑なコミュニケーションを図るためには、異なる言語を基盤としたコミュニケーションスキルの獲得が必要です。義務教育9年間を通して異なる言語を使用する必然のある学習環境を構築し、児童・生徒が様々な状況で実際に活用できるコミュニケーションスキルを獲得できるよう、村立学校への支援に取り組みます。

3 望ましい人権感覚と道徳性の醸成

人権教育を推進するには、教職員の適切な人権感覚の醸成が不可欠です。教職員は、サービスの厳正に係る法令遵守の精神だけでなく、児童・生徒を取り巻く現代的な人権感覚を正しく磨いていく職責があります。人権教育等をとおして、村立学校の児童・生徒一人一人の人間性が豊かになり、適切な規範意識など望ましい道徳性が醸成されていくこ

とが求められています。また、複雑、多様化する新たな人権課題への対応や児童・生徒の人権が脅かされる状況に対しては、学校が組織として迅速かつ適切な対応が行えるよう、家庭・地域・外部機関等との連携・協働体制を構築した組織づくりに取り組みます。

(1) 新たな人権課題への理解促進と人権教育の充実

全ての人々が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、人権尊重の理念の定着を図ることが不可欠です。複雑、多様化した人権課題に対し、人権教育を効果的に展開するためには、全ての学校がそれぞれ人権教育の目標を明確にし、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、関係機関と迅速かつ組織的・協働的に進めることが重要です。人権教育の一層の充実に向けて関係機関との連携強化等に取り組みます。また、いじめや不登校等を重大な人権課題としてとらえ、全ての児童・生徒の些細な兆候を決して見逃さない学校風土の醸成を支援します。

(2) 道徳教育の充実

全ての児童・生徒が社会の一員として法やきまりを守り、よりよい社会の形成に主体的・積極的に関わろうとする態度を育成することが大切です。児童・生徒が地域の一員として道徳的実践力を高めることができるよう、学校が家庭や地域・社会と一体になった道徳教育の推進に取り組みます。また、現行学習指導要領の主旨に則して、全ての村立学校において等しく「考え、議論する道徳」が実践できるよう、全教育活動を通じた豊かな心を一人一人の子供たちに育む道徳教育の推進に取り組みます。

第2 教育行政の充実

1 質の高い教育環境の整備

社会の様々な分野でグローバル化やイノベーションが進み、学校が直面する教育課題も複雑かつ多様化しています。それらに対して迅速かつ適確に解決していくためには、学校は組織的課題解決に取り組むことが求められます。現行学習指導要領の主旨に則して「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、村立学校が組織的に質の高い教育活動を提供できるよう支援します。保護者にとって信頼して児童・生徒を託すことができる学校となるよう教育環境の一層の整備・拡充に取り組みます。

(1) 小中一貫教育の拡充（義務教育学校化）

直面する様々な教育課題に迅速かつ適確に対応していくためには、各学校の教育課程に基づいた学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの推進が欠かせません。義務教育9年間を見通して、系統性のある体系的な教育課程を編成・運用していくことが重要です。本村での隣接校・併置校の条件をいかした義務教育学校化の取り組み等の小中一貫教育を学校教育の軸に据え、全ての村立学校がカリキュラム・マネジメントに積極的に取り組める支援をします。

(2) 所属教職員の資質・能力の向上

教育公務員特例法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と定められています。社会の変化が大きくなる中で「令和の日本型学校教育」を推進していく教職員には、職責を全うするための専門性を身に付けることができるよう主体的に学び続けることが求められます。島しょ遠隔地の利点を生かし、都内公立学校の教育水準を超えるよう、学校の教育力向上や教職員の資質・能力の育成・向上に向け取り組みます。

(3) 特別支援教育の充実

国や東京都では、特性ある児童・生徒の能力を最大限に伸ばすインクルーシブ教育の理念の実現を目指しています。ユニバーサルデザインの視点にたった教育活動の実施や、「交流及び共同学習」の質的・量的充実が求められています。村立学校に在籍・就学する特別な支援を必要とする児童・生徒が、本人や家族が希望する教育課程における教育活動に基礎的環境を整備し適切な合理的配慮のもとに参加することができるよう、家庭への支援、学校への指導・助言に取り組みます。

(4) 学校の組織力の向上

島しょ地区の教職員は自治体内の学校数に限りがあるため、着任から数年で島から離任してしまうことが一般的です。短期間で多くの教職員が入れ替わることに加え、組織全体の規模も極めて小さいため、直面する教育課題への対応や教育活動の継続、活動等の改善が教職員個人の力量に依拠する部分が大きくなる傾向があります。学校の組織力を向上し、学校が自立的に令和の時代に則した教育課程を編成・運用できるよう指導・助言します。

(5) 他地区と連携した事業の推進

島しょ地区の教育に関する人的・物的資源には限りがあります。小笠原村においては、地理的条件により一層の制限が加えられていることは言うまでもありません。しかしながら、現在はオンライン等を効果的に活用することにより、地理的条件を越えての各教育機関等との連携・協力を図ることが可能になりました。令和5年8月には、千代田区教育委員会と「千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定」を締結しました。今後も他地区との積極的な教育連携を推進することにより、教育活動全般の充実を支援します。

2 文化・スポーツ活動の推進

村民が文化・スポーツに親しむことのできる環境を適切に管理・維持することをおして、村民の心身の健康・体力の保持・増進を図ります。また文化交流・スポーツ交流等の支援により、村民の交流や親睦をおして、豊かな心を育み、ゆとりある暮らしが送れるよう支援します。

(1) 文化活動の支援

質の高い文化に触れることは、心の潤いを与えてくれるものです。文化活動諸機関等と連携して各分野のアーティスト等を招き、多くの村民が芸術に触れる機会を創出します。

(2) スポーツ活動の推進

スポーツ施設や学校施設開放を利用して、村民が日常的にスポーツを楽しむ環境整備に取り組みます。小笠原村体育協会をはじめとする各種競技団体の活動や交流事業を支援します。

また子どもたちは地理的条件により大会参加、対外試合や新たな競技に参加する機会が限られています。小笠原村体育協会や外部団体等関係機関と連携して、様々なスポーツ指導者を招聘し、高い技術指導を経験し、新たな競技を親しむ機会を創出します。スポーツの楽しみ方を直接対面で体験し、継続性や競技性を追求しようとする意欲を喚起し、子どもたちの望ましい心身の成長を支援します。またスポーツ・文化部活動の地域移行実施のため地域指導者の育成や情報交換の場を提供します。

(3) 心を育てる社会教育活動の充実

子どもたちの心身のバランスのとれた望ましい成長には、地域・社会や島外の人々、多様な文化や風土と触れ合い見聞を広めることが大切です。小笠原村高校生未来の夢応援事業をはじめ、友好都市や各種協定締結地区との交流事業、外部機関による各関連事業の実施に向けて積極的な支援を行います。

3 文化財行政の充実

小笠原諸島は、平成 23 年 6 月 29 日に世界自然遺産に登録されました。小笠原村教育委員会は、世界自然遺産登録地の教育委員会として、小笠原村の自然、歴史、文化の保存及び活用を図り、文化財の適切な保全・管理が行われるように努めます。

(1) 資料等の適切な管理

歴史的・文化的に価値ある資料の調査、収集、保管を進めます。村民をはじめ、島内外の関係者、研究者等による活用を図り、広く成果を提供できる環境整備に努めます。

(2) 小笠原村の文化財指定の検証

小笠原村に散在する学術上の価値の高い文化財について調査・研究を進め、小笠原村文化財としての指定を視野に入れた検証をします。

(3) 天然記念物の広報

天然記念物鳥獣類の学術的価値について、広報紙等により周知を図ります。

おわりに

「小笠原教育ビジョン（第4次）」は、首都である東京の世界自然遺産に暮らす児童・生徒が、そのアイデンティティをもち、加速度的に多様化する情報社会を能動的に生き抜くことができることを願って作成しました。これまでの小笠原村における教育の成果と課題、国が定めた「第4期教育振興基本計画」、東京都教育委員会が定めた「東京都教育ビジョン（第5次）」の動向とこれからの10年間に予想される社会の変化等を踏まえ策定しました。教育において、「不易」と「流行」という言葉をしばしば耳にします。社会の不変の価値を受け継ぎつつ、変わりゆくときの流れに合わせた新たな価値を加えて子供たちに育むことと捉えます。流行に流されがちな令和の時代を生きる子供たちに「不易」を育むことは大切であり、今後の教育に求められることでもあると考えます。「流行」だけに流されることなく、「現状維持は後退である」という理念のもと安全安心を担保し、全ての児童・生徒の笑顔が似合う小笠原村の教育実現に向け、本村教育委員会では第4次教育ビジョンを進めていきます。

小笠原村教育ビジョン（第4次）

（小笠原村教育振興基本計画）

令和7年3月発行

編集・発行

小笠原村教育委員会

〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

電話 04998-2-3117

FAX 04998-2-3119

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kyouiku/>